

情 報 公 開 制 度

I 制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、住民に行政機関の保有する情報（行政情報）の公開を求める権利を確保し、行政機関には、原則としてこれを公開することを義務付ける行政文書開示請求制度のほか、請求を待たずして行政側から積極的に情報を提供する情報提供制度を含むものとされている。

今日のように複雑かつ多様化した社会において、様々な県民ニーズに的確に応え、複雑な利害関係を調整しつつ公正な県政運営を行うためには、県の保有する情報を広く県民に公開し、県民と県との信頼関係を増進していくことが不可欠である。

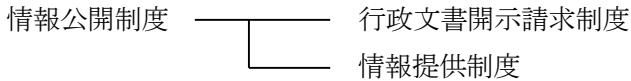
そこで、本県では、1986年10月から愛知県公文書公開条例を施行して情報公開制度を運用してきたが、より開かれた透明性の高い県政の実現を目指して、1999年8月1日に一部改正条例を施行し、さらに、2000年4月1日には全面的に見直しを行った愛知県情報公開条例を施行した。

その後、数度にわたって条例の一部改正を行い、現行条例を2023年4月1日から施行している。

このほか、2004年7月には、県のホームページから電子申請により情報公開請求を行うことができるようになるとともに、2005年3月には、情報公開請求の対象文書を特定する手掛かりとなる行政文書ファイルの名称等を検索することができる情報公開用検索システムを稼動する（2016年4月からは行政文書ファイル管理簿の一覧を県のウェブサイトに掲載し、旧システムと同様の機能を確保している。）など、行政文書の検索機能の充実及び利便性の向上を図った。

情報提供についても、1983年4月から行政資料登録制度を発足させ、県民生活課（県民相談・情報センター）において県政情報に係る相談・案内、行政資料の閲覧及び刊行物の有償頒布を行っている。

今後も、公正で民主的な県政を推進していくためには、総合的な情報公開制度を展開していくことが重要である。



2 情報公開条例の概要（2024年4月1日現在）

（1）前 文

条例の制定趣旨や理念を定め、県がその諸活動を県民に説明する責務や、県民の知る権利を尊重することを明示した。

（2）目 的（第1条）

条例は、県民の行政文書の開示を請求する権利及び県の有するその諸活動を県民に説明する責務を明らかにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。

（3）実施機関（第2条第1項）

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人とする。

（4）行政文書（第2条第2項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 県の図書館等において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの
- イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているもの

(5) 請求者（第5条）

何人も、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

(6) 行政文書の開示義務（第7条）

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない。

ア 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国・地方公共団体の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報（第1号 法令秘等情報）

イ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（第2号 個人情報）

ただし、次に掲げる情報を除く。

（ア）法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

（イ）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

（ウ）当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合並びに警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員である場合を除く。）

（エ）次に掲げる情報のうち、相手方の役職及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分（個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除く。）

- ・交際費の支出を伴う交際に関する情報であって、当該支出に関するもの
- ・需用費のうち飲食に係る経費の支出を伴う会議、研修会、説明会、懇談会及び式典並びに協議、交渉、意見交換、情報収集等に関する情報であって、当該支出に関するもの

ウ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条3項に規定する行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号（第2号の2 行政機関等匿名加工情報）

エ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの（第3号 事業活動情報）

（ア）公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ）実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが合理的であると認められるもの

オ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全

と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報（第4号 犯罪捜査等情報）

カ 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第5号 審議等情報）

キ 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（第6号 行政運営情報）

- (ア) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- (イ) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- (ウ) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- (エ) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (オ) 地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 公益上の理由による行政文書の裁量的開示（第9条）

開示請求に係る行政文書に不開示情報（法令秘等情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(8) 行政文書の存否に関する情報（第10条）

開示請求に対して、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(9) 開示請求に対する措置（第11条、第12条）

実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部若しくは一部を開示するとき、又は全部を開示しないときは、その旨の決定を原則として開示請求があった日から起算して15日以内に行い、開示請求者に対して書面で通知しなければならない。

(10) 第三者に対する意見書提出の機会の付与（第15条）

開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。

(11) 救済機関（第20条）

開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求及び情報公開に関する事項について調査審議させるため、愛知県情報公開審査会を置く。

(12) 行政文書の管理（第23条）

実施機関は、実施機関の規則で定めるところにより、行政文書の管理に関する定めを設け、行政

文書を適正に管理する。

(13) 情報の提供に関する施策の充実（第 26 条）

県は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の管理する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(14) 出資法人等の情報公開（第 27 条）

実施機関は、県が出資する法人その他県が財政的援助等を与える法人等（出資法人等）について、出資法人等の保有する情報の公開が推進されるよう指導等の必要な措置を講じなければならない。

(15) 指定管理者等の情報公開（第 28 条）

実施機関は、公の施設の管理を行わせる指定管理者及び公立国際教育学校等の管理を行わせる指定公立国際教育学校等管理法人について、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務及び当該指定公立国際教育学校等管理法人が行う公立国際教育学校等の管理に関する業務に係る情報の公開が推進されるよう指導等の必要な措置を講じなければならない。

(16) 罰則（第 31 条）

情報公開審査会委員の守秘義務違反については、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(17) 任意開示（附則第 8 項）

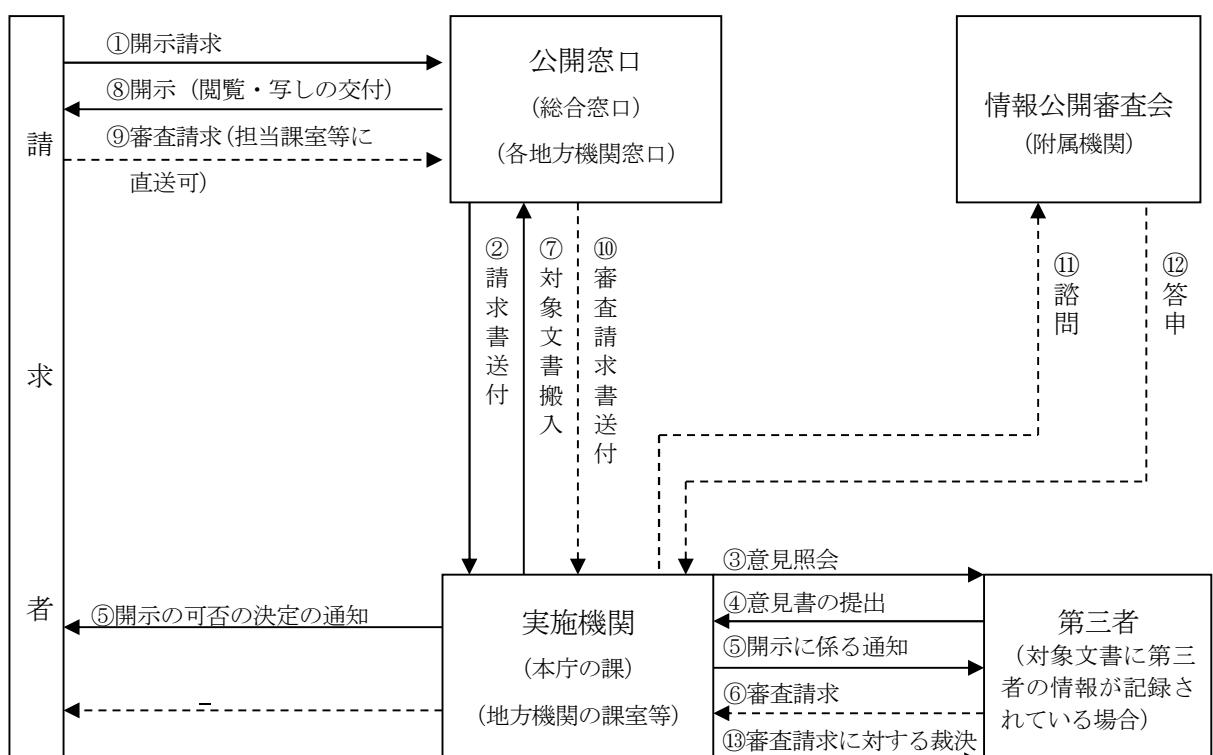
実施機関は、次に掲げる行政文書について開示の申出があったときは、当該行政文書を開示するよう努めるものとする。

ア 1986 年 4 月 1 日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。イにおいて同じ。）の職員が作成し、又は取得した行政文書（決裁、閲覧等の手続が終了したものに限る。）

イ 2001 年 4 月 1 日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（決裁、閲覧等の手續が終了していないものに限る。）

ウ 2001 年 4 月 1 日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した行政文書で、当該実施機関が管理しているもの

情報公開事務の主な流れ



3 情報提供施策（2024年4月1日現在）

(1) 意 義

行政機関が法律又は条例による義務としてではなく、自主的・積極的にその保有する情報を住民に提供する施策をいう。

(2) 情報公開の体系の中の位置付け

区分 義務の有無	個別的情報需要に基づくもの	個別的情報需要に基づかないもの
義務的な公開	法令に基づく閲覧、縦覧等	公表義務制度 ・条例、規則の公布 ・財政状況の公表 ・人事行政の運営等の状況の公表
	行政文書開示制度 (義務開示)	
任意的な公開	行政文書開示制度 (任意開示)	情報提供施策 (広報広聴制度) ・テレビ、ラジオ ・ポスター、チラシ
	情報提供施策 (一般情報サービス) ・図書館等における閲覧 ・刊行物の頒布 ・相談、案内	

(3) 具体的方法

